

## 「巣ごもり消費」再び？

過ごしやすい、穏やかな冬だと喜んでいた年末年始、しかし、その後、「新型コロナウイルス(COVID-19)」が発生し、当初は中国の武漢という、どこか遠いところでの出来事だと思っていたものが、あれよあれよという間に世界中に拡散し、今やいつ自分にも感染するかと怯える状況になってきました。今回の話題は、当然、これになりますね。

2月後半には「パンデミック」という言葉も聞かれ始め、おお、そんな事態になったら、いよいよ「巣ごもり(消費)」の準備をしなければならないなど考えておりました。巣ごもり消費とは「自宅内でさまざまな消費を完結させるような消費行動」なのですが、不況や社会不安がクローズアップされると、世相をあらわす用語としての認知度が増すということになります。以前には、2009年の「新型インフルエンザ(H1N1亜型)」時にクローズアップされ、この時には第1波が6月頃に終息したことにより、自然と認知度が下がっていったものと記憶しています。ちなみに巣ごもり消費の説明は、香川県中小企業団体中央会機関誌の2009年7月号で当方が行っておりますので、中央会HPでご参照ください。

さて、2009年の新型インフルエンザ発生時には、1999年施行の感染症予防法に基づく対応を行うとされていましたが、この対応には、国民に対して「外出の自粛や学校の休校、イベントの休止などを要請する」ことは想定されていませんでした。それを可能にするために、2012年に新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行されたのですが、この度の新型コロナウイルスはこの法律の適用外であるとの政府判断により、都道府県知事権限による(強い)要請はされず、代わりに2月20日に「お願い」というカタチで政府よりのメッセージが出されたのでした。

しかし、このようなメッセージがいったん出されると、各界各層のそれぞれが(回りの空気を読みながら)対応をすることになります。本学でもまず直近のイベントである卒業式をどうするべきか、当初予定通りの開催か、規模を縮小しての開催か、はたまた中止かという判断を迫られました。そこで、学長を中心に首脳部で「対策会議」なるものが急遽組織され、学生支援部長としての当方も会議に駆り出されることになりました。その後、感染の拡大状況を睨みつつ、対策会議が数日に1回、1回当たり2時間程度の所要時間で開かれていくこととなります(その間もさまざまな提案書類の準備が...)

あれれ、2009年の時に巣ごもりをよく認識し、今回は早々と各種の備蓄を済ませ、さあ、巣ごもりウエルカムと構えていた当方ですが、これでは巣ごもりどころではありません。普段から、本学教員には裁量労働制が適用され、授業がない場合は在宅勤務をしても構わないとされており、今回の対応でも「必要のない場合は出勤しなくてもよい」との連絡も来ているのに、なんて理不尽な、との

思いを禁じ得ません。本当に巣ごもりが大手を振ってできるようになるのは、香川県でも多数の感染者が出て、社会機能の大半が麻痺してしまった後なのでしょうね(もちろん、そのような状況を待望しているわけでは決してありません)。

3月中旬までの国内感染状況は、毎日数十人程度のオーダーで感染者が増加しているのですが、これは、他の国に比較して、封じ込めが効を奏していると評価してもよいでしょう。ただし、未だ正体がわからない、多くは軽症で済むということですが、もしかすると、変異型の特性によっては深刻な後遺症が出るかもしれない等の危惧により、自粛等の対応が継続しています。このような状況下、社会経済に対しては、真綿で首を絞めるがごとく、じわじわと悪影響を与えている現状が大きくクローズアップされています。体力に余裕のない企業等では、被ったダメージにより深刻な状況に陥っているところもあります。

このようなことを誰が正確に想像できたでしょうか。次にどのようなことが起こるのかの参考にするために、手元にある岡田晴恵『パンデミック・フルー』講談社(2006年10月)を久々に目通してみましたが、全162ページのうち、大半は医療体制の崩壊など、パンデミック後の状況に記述が割かれており、そこに至るまでの社会経済状況の変遷についての記述はわずかに数ページ程度です。したがって、お手本にできるものはなきに等しく、各界各層では政府からの要請に粛々と従ってきたわけですが、当然のことながら、「コロナ疲れ」、「コロナ鬱」が漸増していきます(このような状況下で、フツ一のヒトが巣ごもりを明るく楽しく捉えることは、さすがに長く続けてできるものではありません)。

結局、3月19日の卒業式は、会場をレクザムホールから本学体育館に変更し、消毒、換気を徹底した上で、参加者はマスク着用の卒業予定学生のみで保護者等の参加はなし、教員側もゼミナール担当教員のみで、濃厚接触を避けるべくそれぞれの座席は1.5m程度離し、式自体は15分程度で終了するという超簡易形式での開催となりました。そして、次の入学式も同様に実施するという経験値は得られました。

20日には、政府より「国内はなんとか落ち着いているので、後は水際対策をしっかりとやる」という発表が出て、これにより、「諸外国ではパンデミックが発生しており今後も気は抜けないけれども、わが国においては、おっかなびっくりやっぺいこう」とのコンセンサスが得られたようにも思います。3月14日に改正された新型インフルエンザ等対策特別措置法による「緊急事態宣言」もしばらくの間は発令されないようで、現実はかなり厳しいでしょうが、最良のシナリオで経済が早期に回復し、早く安心できるようにと心底願います。加えて、延期が決定した東京オリンピックが無事開催できますように。



正岡 利朗

(高松大学経営学部 教授)

Toshiro  
Masaoka

## 通常総会開催にあたっての留意点

4月に入り多くの組合では、決算書の作成や総会開催準備でお忙しい時期を迎えているかと存じます。通常総会開催にあたっての留意点及び事業年度終了からの事務手続きについてご紹介します。

### ○定足数について

総会は、招集手続に従い、出席組合員が定足数（書面議決者及び委任状による代理人の出席を含む）を満たしてはじめて成立します。これは、総会の議決が有効になされるための前提条件です。

総会の定足数は、特別議決を要する事項については総組合員の「半数以上」の出席が法に規定されていますが、普通議決事項については特に定めはありません。しかし、多くの組合では、定款参考例に倣って半数以上の出席を定めていますので、それに従って定足数に達しているかどうかを確認する必要があります。

### ○議長について

議長は、総会開催ごとに、出席した組合員の中から選任します。また、公正な議事進行のため議長には議決権がなく（但し、選挙権は有する）、代理人をもって議決権を行使することも他の組合員の代理人になることもできませんが、普通議決事項において可否同数の場合は議長が決定権を行使することができます。

### ○議決権及び書面・代理人出席について

組合員は、出資の多寡、事業規模の大小等に関係なく、平等に1個（票）の議決権と役員選挙権を有します。また、組合員が総会に出席できない場合は、書面や代理人によって議決権、役員選挙権を行使することができます。ただし、書面または代理人による議決権及び役員選挙権の行使では次の点に留意してください。

- ・書面または代理人による権利の行使は、あらかじめ総会招集通知によって通知のあった事項に限られます。
- ・代理人の資格は、組合員の親族、使用人または他の組合員に限られます。
- ・代理人は、代理権を証する書面（委任状）を組合に提出しなければ権利の行使はできません。
- ・代理する人数は、定款の規定以上の人数を代理することができません。

なお、「白紙委任状」は、組合員が総会に関して全般の責任を持つ理事長に、代理人の選任を一任したと解されますが、委任状として効力を発生させるには、総会までに白紙の箇所（代理権を行使する者の氏名）を補完しなければならないことに注意してください。

### ○議決事項・方法について

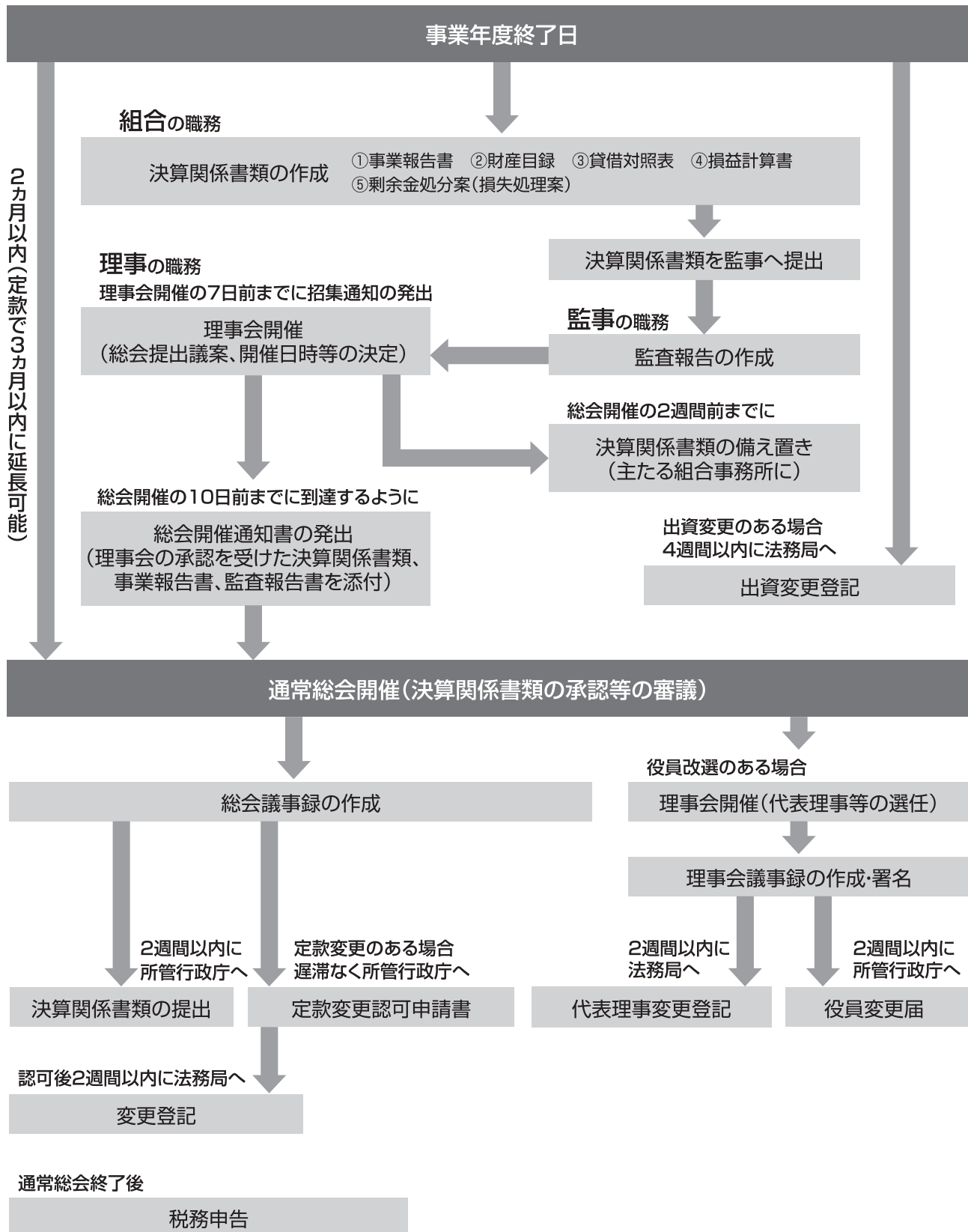
議決事項には、法の定めにより必ず総会で議決しなければならない「法定議決事項」と、定款及び理事会において総会の議決が必要と判断された「任意議決事項」があります。

また、議決方法には組合組織の根本に影響を及ぼすため、特にその議決に慎重を期する必要がある「特別議決」と、特別議決以外の事項について用いられる「普通議決」があります。

事業協同組合における議決方法及び議決事項等の一例については次のとおりです。

	議決の方法	議決事項	議決要件
法定議決事項	特別議決	定款の変更	総組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による議決による。
		組合員の除名	
		組合の解散	
任意議決事項	普通議決	規約の設定、変更又は廃止	議決権数の過半数による。
		収支予算及び事業計画の設定又は変更	
		経費の賦課及び徴収の方法	
		決算関係書類の承認	
		役員改選	
任意議決事項	普通議決	借入金残高の最高限度	議決権数の過半数による。
		役員の報酬（理事と監事の別）	
		剰余金の配当	
		その他理事会において必要と認められた事項	

# 事務手続きフロー図



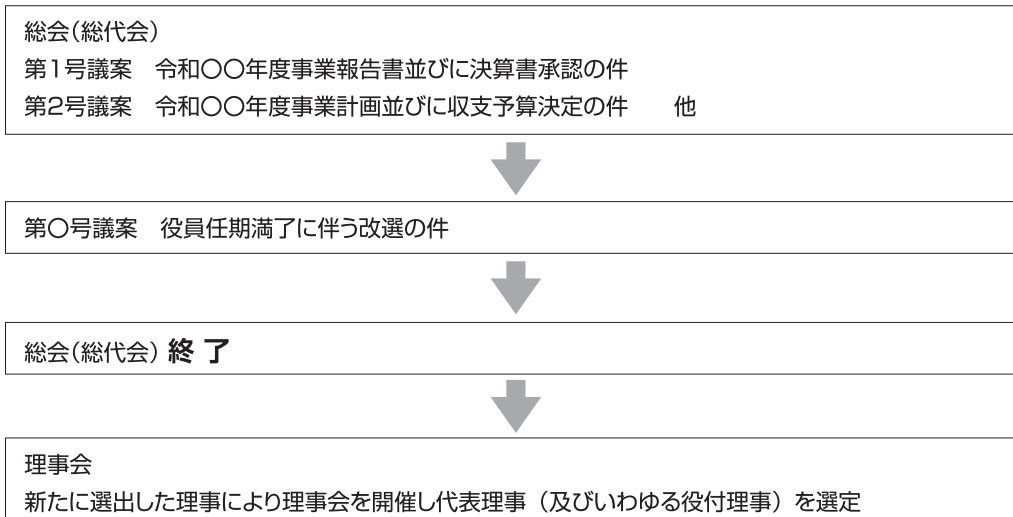
※理事会及び総会開催の招集通知日につきましては、各組合の定款をご確認ください。

## 役員改選時における代表理事選定に際しての手順について

役員改選時における代表理事選定に際しての手順について、「法律及び定款に基づかない不適切な方法にて行われている」として、法務局が代表理事変更の登記申請を受理しないケースが出てきています。

つきましては、下記により適切な手順(例)の内容をご確認の上、ご対応いただくようお願いいたします。

### 【適切な手順(例)】



### 《ポイント》

- 代表理事選定のための理事会は、原則として総会(総代会)終了後に行う必要があります(代表理事が重任する場合を含む。)
- 理事の任期は総会(総代会)の「終結時」までであり、総会(総代会)終結前に、新たに選出した理事による理事会を開催して代表理事を選定することは「予選」に当たることから不適切な手順とされ、代表理事変更の登記申請が受理されない可能性が高くなっています(新旧理事が全員同じ場合を除く。)
- 理事全員の同意がない場合は、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することはできません。

## 新型コロナウイルス感染症の影響による総会等の対応について

中小企業組合の通常総(代)会については、中小企業等協同組合法第46条(総会の招集)及び中小企業団体の組織に関する法律第47条(準用)において「通常総会は、定款の定めるところにより、毎事業年度1回招集しなければならない。」と規定されていますが、今般の新型コロナウイルス感染の発生状況を踏まえ、感染拡大を防止するという観点から、総(代)会の開催方法及び定款で規定する時期に通常総会を開催できない場合についての相談が会員の皆様から寄せられています。

つきましては、以下の点を踏まえてご対応頂きますようお願いいたします。

- 書面、電磁的方法又は代理人をもって議決権を行使できる旨を定款で定めている組合においては、これらを活用して開催することにより、当日会場に参集する本人出席者数を少なくすることが可能になります。
- 多数の組合員がいる組合では、開催することにより感染リスクが高くなると考えられる場合であって、書面等での議決権の行使を定款で定めていないなどやむを得ず延期を検討する場合には、所管行政庁に確認のうえ、開催が可能な時点で直ちに実施してください。
- 組合の規模、組合員の分布状況(地区)、定款の規定状況などにより、一律の回答はできないものと考えます。それぞれの組合の状況を踏まえ、柔軟な対応をしてください。

なお、通常総(代)会の延期をしたことにより、法人税等の申告及び納付期限の問題が発生するおそれがある場合は、事前に所轄税務署等に対して申告期限延長の特例申請等についての相談してください。

(参考)国税庁のHPの新型コロナ関連FAQ

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/faq.pdf>

## 通常総会における書面出席の通知について

新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されているところでもあり、通常総会において組合員は書面により議決権を行使することも可能です。その際は、案内時に以下のような開催通知、返信用文書（書面議決書）、通常総会議案書（事業計画及び予算等を含む。）を組合員に通知してください。

なお、中協法には会社法319条（株主総会の決議の省略）と同様の規定がありません。書面決議のみで開催を省略する、いわゆる「みなし総会」は認められませんのでご注意ください。

### <開催通知 例>

令和2年 月 日

〇〇〇 株式会社  
代表取締役 〇〇 〇〇 殿

組 合 名 〇〇協同組合  
理事長名 〇〇 〇〇 印

第〇回通常総会の開催について

このたび下記により第〇回通常総会を開催いたしたく存じます。  
つきましてはお手数ですが、別添返信用文書（書面議決書）に、組合員名及び代表者名をご記入、押印の上、令和2年〇月〇日（〇）までに本組合事務局までご返送下さいませようお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されているところでもあり、本組定款第〇〇条の「組合員はあらかじめ通知のあった事項につき、書面をもって議決権又は選挙権を行使することができる」旨の規定により、書面議決も選択いただけますので、よろしくお願いたします。

記

1. 開催日時 令和2年〇月〇日（〇） 午前（後）〇時より

2. 開催場所 〇〇〇（〇〇市〇町〇丁目〇番地）  
TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

3. 議 案

第1号議案	令和元年度事業報告書並びに決算書承認の件
第2号議案	令和2年度事業計画並びに収支予算決定の件
第3号議案	令和2年度経費の賦課額及びその徴収方法決定の件
第4号議案	令和2年度借入金残高の最高限度額決定の件
第5号議案	役員任期満了に伴う改選の件

4. そ の 他 書面による議決権行使の場合は、総会会場への出席は必要ございません。返信用文書（書面議決書）に各議案への賛否を〇印でご記入方よろしくお願いたします。

### <返信用文書（書面議決書） 例>

令和 年 月 日

〇〇〇協同組合理事長 殿

住 所  
法人名  
代表者 印

書 面 議 決 書

令和2年〇月〇日の第〇回通常総会の提出議案に次のとおり議決権を行使致します。

記

第1号議案	令和元年度事業報告書並びに決算書承認の件 原案に 賛成する ・ 反対する
第2号議案	令和2年度事業計画並びに収支予算決定の件 原案に 賛成する ・ 反対する
第3号議案	令和2年度経費の賦課額及びその徴収方法決定の件 原案に 賛成する ・ 反対する
第4号議案	令和2年度借入金残高の最高限度額決定の件 原案に 賛成する ・ 反対する
第5号議案	役員任期満了に伴う改選の件 指名推選制採用に 賛成する ・ 反対する

上記に賛成の場合  
選考委員が選んだ被指名人に 同意する ・ 同意しない

※対いずれかに〇印を付けて下さい。  
(〇月〇日（〇）までに返送をお願いします。)

※総会に出席される方は、こちらに出席者氏名をご記入下さい。

出席者氏名 \_\_\_\_\_

ご 役 職 \_\_\_\_\_

※上記2文書は、本会ホームページにおいてダウンロードが可能ですので、ご活用ください。

### （議決権及び選挙権）に関する中協法の規定内容







- 第11条 組合員は、各々1個の議決権及び役員又は総代の選挙権を有する。
- 2 組合員は、定款の定めるところにより、第49条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行うことができる。
- 4 前2項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。
- 第49条 総会の招集は、会日の10日前までに、会議の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従ってしなければならない。

☆事務手続き等について、ご不明な点がございましたら本会指導員までご相談ください。

# 2月のDI値は新型コロナウイルス感染症の発生により大きく悪化





2020年2月

Industry Information




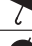

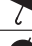
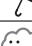
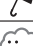
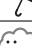









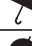

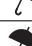











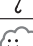

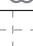
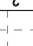





製造業	 <p>食料品</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新型コロナウイルスの影響によりイベントやスポーツ大会が中止になり、注文のキャンセルが相次いだ。(総菜)</li> <li>●新型コロナウイルスの影響が現段階ではまだ分からない。今後、どのようにでるのか情報収集していきたい。(製粉製麺)</li> <li>●日本冷凍食品協会による11月の冷凍食品生産数量は、前年対比99.8%となった。その結果、1月～11月の累計では、前年対比98.1%となり、年間で昨年対比マイナスとなった。新型コロナウイルスの影響は計り知れず、特に業務用に関しては、学校給食から外食や量販店などにまで影響が出ており、非常に厳しい状況になると考えられる。(冷凍食品)</li> <li>●令和2年2月単月の組合員の業況は、ほぼ前年同月並の売上になるものと推測される。新型コロナウイルスの蔓延が個人消費にどの程度の影響を与えるか予測が立たない状況である。感染防止策により早期の収束を願いたい。(醤油)</li> <li>●新型コロナウイルスにより客が減少している。(生麺)</li> <li>●2月より原材料、運賃等の高騰により、数年ぶりに商品価格の値上げを実施。新型コロナウイルスの影響により、商談会、展示会の中止が見受けられる。(手延素麺)</li> </ul>
	 <p>繊維工業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新型コロナウイルスによる影響で中国での生産は2月において殆どの工場が休止状態である。中国国内の流通形態も悪く、春夏用UV手袋・秋冬用手袋の供給にも影響を及ぼしそうだ。(手袋)</li> </ul>
	 <p>木材・木製品</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新型コロナウイルスの感染拡大の影響が日増しに大きくなってきている。小売業界は大きなダメージを受けており、製造業にも影響が出始めた。今後の見通しは立っていない。(家具)</li> <li>●製材工場は、原木価格が上昇するも販売価格に転嫁できていない。プレカット工場は、相変わらず注文住宅が減少している。木材市場は、問い合わせ件数(見積もりなど)が少なく、全体の動きは鈍い。(製材)</li> <li>●新設住宅着工戸数の減少に伴い、需要も減少し、売上高が昨年度より12%程度下降しており、厳しい業況である。(木材)</li> </ul>
	 <p>印刷</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●前月、四国地区印刷協議会が2月末に開催される旨を報告したが、新型コロナウイルス対策のため、急遽中止となった。BCP(事業継続計画)の策定について、外国人雇用の際の問題点、官公需における知的財産権等が提出予定の議案であった。次回、6月末に高知県において同協議会が開催予定だが、四国内の事業所、組合連合会の役員が参加し、活発な意見が毎回飛び交うため、その情報を絶やさず発信し続けたいと考える。(印刷)</li> </ul>
	 <p>窯業・土石製品</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●価格的にも少し安定状態と思われるが、今後、県単位の共販活動の推移次第で継続していくのかどうかである。(生コン)</li> <li>●中国からの納品が停止している影響で国内加工にシフトし、限定的な特需が発生している。ただし、原材料が入荷しないのでプラスマイナス両面の影響が出ている。(石材加工)</li> </ul>
	 <p>鉄鋼・金属製品</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新型コロナウイルスの影響で中国からの一部材料が入りにくくなっている。(鋳物)</li> <li>●業種別、突発的納期対応により時間外労働の上限近くとなる対応を強いられることもあり、4月からの働き方改革に対応すべく、お客様との事前協議、社内ローテーション等、各種アセスメントを講じているところである。また、新型コロナウイルス問題の収束を祈るばかりである。(鍍金)</li> <li>●鉄骨需要は昨年未頃までほぼ横ばいの状況が続いていたが、年明けから新規物件の見積り件数が減少傾向にあり、先行き不透明感がある。ただ、営業範囲の広い組合員は他地区からの受注により仕事量を確保しているが、地場の中小物件数は低迷が続く、稼働率に格差が出ている。(建設用金属)</li> </ul>
	 <p>輸送用機器</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●業況は先月と特に変化はない。仕事量の減少に伴い、人員も減少している。(造船)</li> </ul>
非製造業	 <p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新型コロナウイルスの影響を受け、大変厳しい状況である。イベントの自粛が続いており、先行きが不透明である。(団扇)</li> <li>●毎年2月は閑散期に当たり売上は低下するが今年はさらに中国での新型コロナウイルスの発生による観光客の減少に加え、国内での感染者の増加により売上は急速に悪化している。(漆器)</li> <li>●新型コロナウイルスの蔓延により、前月より業界は悪化している。特に布団の打ち直しなど一度、家から外に出るのでウイルスが付着するのではないかと買い控えが起きているようだ。(綿寝具)</li> </ul>
	 <p>小売業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新型コロナウイルスの影響で春節景気もなくなり、ホテルや飲食店への相次ぐキャンセルなど組合員にとって厳しい月となった。3月以降がもっと心配である。(青果物)</li> <li>●2月の卸売価格△6.5円となったが、過当競争からそれ以上(3円以上)引き下げる県外安売業者もおり、全体を引き下げている。かなり厳しい経営であるとの声が組合員より上がっている。(石油)</li> <li>●消費増税によりキャッシュレス還元や軽減税率などが導入されているが、市場が暗い。数字をみてもあきらかだ。輪をかけて新型コロナウイルスにより、薬やマスクにお金を使えば使うほど家電などにお金をかける動きは弱まっている。早く景気対策を打ち出すべきだと思う。(電機)</li> </ul>
	 <p>商店街</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●現在、商店街を訪れるインバウンド客はピーク時の約2割程度まで落ち込んでいる。日本人のお客様も高齢者を中心に減少を見せており、2月後半は百貨店で人気の催事が開かれていることで商店街の通行量も保たれているが、今後、高松市内でもコロナウイルスの感染者が発生するような事態になれば急激に人通りは失われ、多くの商店(物販、飲食、サービス他)でダメージが出ることになる。今のところは普段よりもにぎわいは少ないものの、ほとんどの店が通常営業を行っている。既にダメージを受けている業種は居酒屋やレストランなど夜の売上の大きい飲食店、インバウンド客の比率が高かったドラッグストアや小売店、スポーツジムなどのフィットネス系であるが、今後しばらく(数ヶ月間)は、感染が落ち着くとは思われないことから、店舗や事業所の営業時間短縮や休業といった措置を取らざるを得ず、巣ごもり消費に移行することになると思われる。そのため、家庭で備蓄が必要となる品物は特需となり、店頭から在庫が消えるものも発生し、不安があらわれる局面は増えることになるだろう。感染が縮小したり、終息することは今しばらく期待は持てないため、店舗や事業所は知恵を出し合い、この難局を乗り越えていくしかない。(高松市)</li> <li>●新型コロナウイルスの影響で集会・イベントが中止になり、商店街への人出は激減している。予約キャンセルで飲食店関連は売上が減少している。来月は仕事のなくなる人が次々出てきそうで出口の見えない暗いトンネルに入ったようだ。(高松市)</li> </ul>

2月の県内景況は、前年同月と比べて業界の売上高DI値は-56.3ポイントで前月調査の-54.2ポイントから2.1ポイント悪化した。収益DI値は-50.0ポイントで前月調査の-43.8ポイントから6.2ポイント悪化した。景況DI値は-52.1ポイントで前月調査の-45.8ポイントから6.3ポイント悪化した。10月の消費増税後に悪化したDI水準を大きく下回る状況となっている。

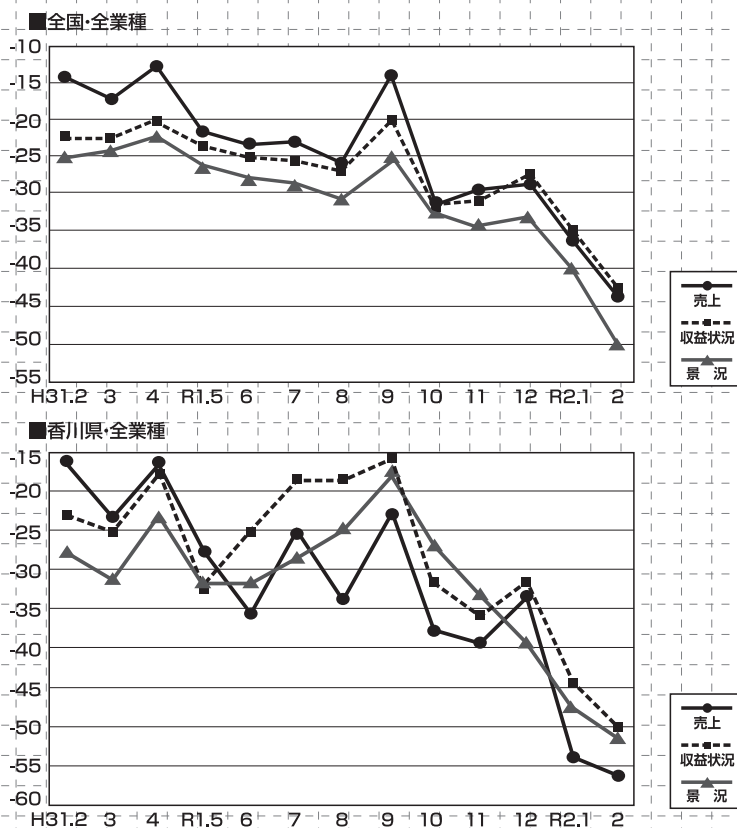
多くの業種で新型コロナウイルスの影響を受けており、現状の先行きが予測できず、見通しを不安視する報告が多い。

非製造業	商店街 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新型コロナウイルスの流行により、売上げに影響の出ている商店もある。(坂出市)</li> <li>●新型コロナウイルスの影響なのか、とにかく業況はあまりに悪い。街に人が出ておらず、観光客も減っていると感じる。売れている店は薬屋だけで、あとは全滅と言ってよく、消費者も必要最低限の必需品以外は買わないという雰囲気ととにかくムードが悪い。飲食でも「よくない」という声を聞く。(丸亀市)</li> <li>●この時期はどうしても在庫整理のためマークダウンせざるを得ない。また、消費増税に伴うポイント還元では売上げ増加につながっていない。さらにコロナウイルスの影響で人出は減少している。(観音寺市)</li> </ul>
	サービス業 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●年度末に向け、受注が増加している。引き継ぎ、下請け等の確保が困難であり、営業、デザイン、現場管理等の人材採用も困難である。新型コロナウイルスに関連して、商業施設の売上が落ち、将来の受注低下が不安である。(ディスプレイ)</li> <li>●新型コロナウイルスの影響により宿泊、宴会は大打撃で目を覆うばかりの惨状である。前回のSARSよりとてつもなく厳しい。県内の組合員115施設を対象に調査を行ったところ、2月29日時点で1~4月の宿泊予約キャンセルが12万6247人、送別会などの会食や会議でも6万人強のキャンセルがあり、損失額は3億9千万円を超える見通しである。(旅館)</li> <li>●養成施設(学校)と業界団体(組合)において、卒業生の受入及び理美容所の労働環境の整備等を促進するため、令和2年より理美容所(産)と理美容教育(学)との産学連携推進モデル事業が実施されている。(美容)</li> </ul>
	建設業 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新型コロナウイルスの感染拡大で景気の悪化が心配である。(建設)</li> <li>●2月は前月に比べあまり変化はないが、新型コロナウイルスの影響で原材料の不足、景気の悪化が心配される。(板金工事)</li> </ul>
	運輸業 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●香川県内のタクシー業界は、長期にわたり低迷を続けている。営業収入、輸送人員とも大幅に減少しており、危機的な経営状況にある。加えて、新型コロナウイルスの蔓延により、イベントや諸会議等が中止となるとともに、外出を控える人が多くなり、2月に入ってからタクシーを利用されるお客様が急減し、非常に深刻な問題となっている。また、乗務員不足が一段と深刻化しており、タクシーの稼働率が低下している。(タクシー)</li> <li>●令和2年1月分高速道路通行料金利用額の対前年同月比は、2.7%増となり、対前月比では、△11.9%減となった。また、1月分利用車両数の対前年同月比は、0.9%増となった。(トラック)</li> <li>●(公社)全日本トラック協会は、2月13日にトラック運送業界の景況感(速報)令和元年10月~12月期を発表した。運賃・料金の水準はプラス圏を維持したものの、消費税増税に伴う駆け込み需要の反動減等により輸送数量は減少し、その結果、営業収入及び経常利益が悪化基調に転換したことから、業界の景況感△52.3となり、前回(△27.3)から25.0ポイント悪化した。なお、今後の見通しは、世界経済の動向、中東情勢による燃料価格の上昇圧力、消費税増税による輸送数量減少、新型コロナウイルス蔓延による経済活動への悪影響など、不透明な経営環境が続く見通しを反映し、業界の景況感△61.4(今回△52.3)と9.1ポイント悪化する見込みである。(貨物)</li> </ul>

香川県内の業種別DI値の変化 (対前年同月比)

		売上高	収益状況	業界の景況
製造業	食料品			
	繊維・同製品			
	木材・木製品			
	印刷			
	窯業・土石製品			
	鉄鋼・金属製品			
	輸送用機器			
	その他			
非製造業	卸売業			
	小売業			
	商店街			
	サービス業			
	建設業			
	運輸業			
その他				

DI値の推移 (対前年同月比)



※集計結果の詳細は、本会ホームページ上でご覧になれます。  
<http://www.chuokai-kagawa.or.jp/>

## 商工中金だより

## 新型コロナウイルス感染症特別貸付のご案内

## ○中小企業向け制度

対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により直近1ヶ月の売上高が、前年又は前々年の同期比5%以上減少している方
資金用途	設備資金 運転資金
適用利率	商工中金所定の利率
利子補給(※1)	下記に記載の通り
貸出期間	設備：20年以内(据置5年以内) 運転：15年以内(据置5年以内)
貸出限度(※2)	元高：20億円以内 残高：3億円以内

(※1)利子補給の残高限度は、日本政策投資銀行等との合算運用となります。

(※2)元高とは貸出額の累計です。貸出限度額は日本政策投資銀行等との合算運用となります。

## [利子補給制度について]

- ①残高1億円まで、当初3年間、0.9%を利子補給
- ②残高3億円まで、お借入期間中、商工中金所定の利率が日本政策金融公庫の基準を上回る場合にその差を利子補給
- ③特別利子補給制度(注)

(注)特別利子補給制度が政府において検討されており、一定の要件(売上減少要件：中小企業 ▲20%以上、小規模事業者▲15%以上など)を満たす方については、利子補給を受けることで、1億円を上限に当初3年間は実質的に無利子でご利用いただけます。利子補給金の請求に係る具体的な手続きや、利子補給金をお客様にお返しする方法等の詳細については、中小企業庁ホームページ等で公表されるまで、今しばらくお待ち下さい。

なお、詳細につきましては、商工中金高松支店までお問い合わせください。

**【お問い合わせ先】**  
株式会社商工組合中央金庫  
高松支店  
〒760-0052  
高松市瓦町 1-3-8  
TEL.087-821-6145  
FAX.087-851-6074

## 日本政策金融公庫だより

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に業況悪化を来しているみなさまを対象とした「新型コロナウイルス感染症特別貸付」を取り扱っております。くわしくは、支店の窓口までお問い合わせください。

## ○新型コロナウイルス感染症特別貸付の概要

ご利用いただける方	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的に業況悪化を来している方であって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当し、かつ、中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる方 (1)最近1ヶ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方 (2)業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合は、最近1ヶ月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している方 ①過去3ヶ月(最近1ヶ月を含みます。)の平均売上高 ②令和元年12月の売上高 ③令和元年10月から12月の平均売上高		
お使いみち	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金		
融資限度額 (いずれも別枠)	国民生活事業	6,000万円	
	中小企業事業	3億円	
ご返済期間 (うち据置期間)	設備資金 20年以内(5年以内) 運転資金 15年以内(5年以内)		
利率(年) (注1)	国民生活事業	3,000万円以内の部分(注2)	当初3年間：基準利率-0.9% 3年経過後：基準利率
		3,000万円を超える部分	基準利率
	中小企業事業	1億円以内の部分(注2)	当初3年間：基準利率-0.9% 3年経過後：基準利率
		1億円を超える部分	基準利率
担保	無担保		

(注1)基準利率は、災害発生時の融資制度に適用される利率(融資期間に応じた所定の利率)が適用されます。主な貸付利率は日本公庫HPをご覧ください。  
(注2)一部の対象者については、基準利率-0.9%の部分に対して別途決定される実施機関から利子補給が実施され、当初3年間で実質無利子となる予定です。

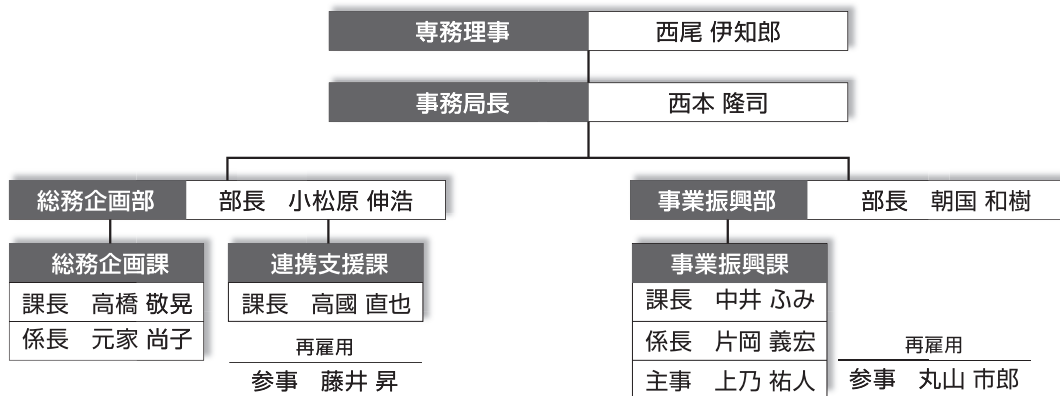
〈支店窓口〉株式会社 日本政策金融公庫 高松支店  
URL : <http://www.jfc.go.jp>  
〒760-0023 高松市寿町 2-2-7 いちご高松ビル 2・3階

国民生活事業(2階) Tel.087-851-0198 Fax.087-822-9274  
中小企業事業(3階) Tel.087-851-9141 Fax.087-822-1423  
農林水産事業(3階) Tel.087-851-2880 Fax.087-822-7350



## 香川県中央会 令和2年度事務局機構図

本会は、4月1日付で下記のとおり、人事異動を行いましたのでお知らせいたします。

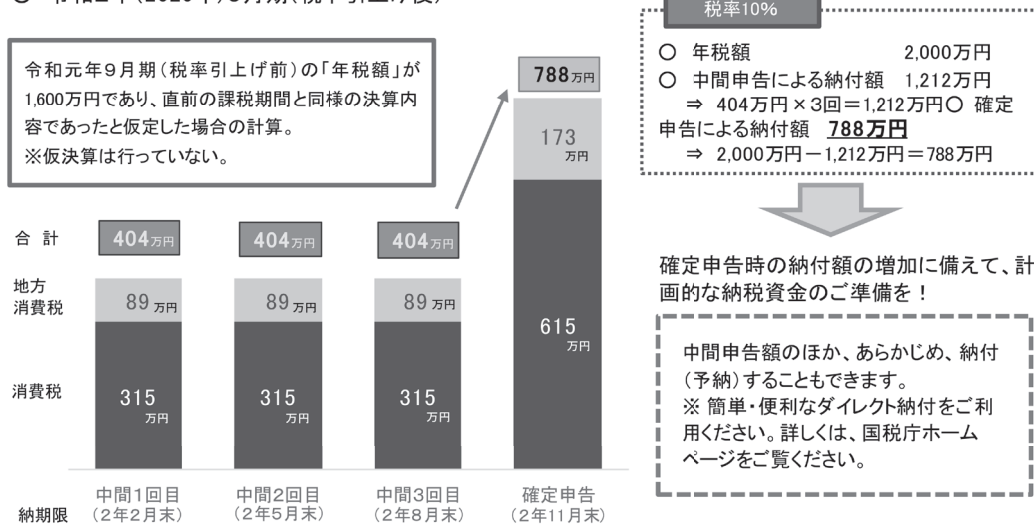


### 課税事業者の方は、計画的な納税資金のご準備をお願いします！

- 消費税率引上げ直後の課税期間においては、中間申告額は、直前の課税期間に係る8%の税率を基礎として計算した額となりますが（仮決算をした場合を除く。）、確定申告額は10%の税率で計算した額となるため、確定申告時において、中間申告との差額を納付していただく必要があることから、例年よりも、確定申告時の納付額が高額となる場合があります（下図参照）。
- このため、期限内に納付していただけるよう、計画的な納税資金のご準備をお願いいたします。

【図】（具体例）9月決算法人の申告・納付のイメージ（軽減税率は考慮していません。）

○ 令和2年（2020年）9月期（税率引上げ後）



## BOOK RANKING 県内ベストセラー



順位	書名	著者	出版社／定価
1	ぼくはイエローでホワイトで、ちょっとブルー	ブレイディみかこ	新潮社／1,485円
2	クスノキの番人	東野圭吾	実業之日本社／1,980円
3	交渉力	橋下徹	PHP研究所／990円
4	自分を幸せにする働き方	張替一真:著 横井いづみ:絵	ぱる出版／1,540円
5	ケーキの切れない非行少年たち	宮口幸治	新潮社／792円

香川県書店商業組合調べ

# ご活用ください。 産業雇用安定センター

（当センターは、厚生労働省と経済・産業団体の協力により設立された公益財団法人で、「失業なき労働移動」実現にむけて、全国ネットで出向・移籍の支援業務を行っています。）

## 会社間の人材移動

### 雇用の拡大

事業の拡大・組織の強化等

### 雇用の縮小

事業の再編・縮小・閉鎖等

## 無料の職業紹介

情報提供・相談・斡旋の  
費用はかかりません。

- 人材の受入（途中採用）や人材の送出（雇用調整による再就職支援など）をご検討の企業様からのご相談をお待ちしています。
- 離職を余儀なくされる方に、ご希望をお聞きし求人開拓を行い再就職のお手伝いをいたします。

#### ●お問い合わせは



公益財団法人  
**産業雇用安定センター**

〒760-0054 香川県高松市常磐町1丁目3-1 **香川事務所**  
瓦町FLAG 9階

**TEL:087-802-6355**

**FAX:087-802-6357**

#### ご利用時間

9:00~17:00

（土・日・祝日は除く）

